

監査報告書

平成27年6月23日

国立大学法人鳥取大学

学長 豊島良太 殿

国立大学法人鳥取大学

監事 山根一実

監事 秦野一憲

私ども監事は、国立大学法人法第11条第4項及び国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法第38条第2項に基づき、国立大学法人鳥取大学の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第11期事業年度の業務について監査を実施しました。その結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査方法の概要

監事は、役員会、経営協議会、教育研究評議会その他重要な会議に出席するほか、各業務の担当理事及び担当部門責任者等との面談並びに重要な書類の閲覧等により、業務の実態を把握するとともに、本部、学部、附属病院及びその他の主要な教育研究施設において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、会計監査人から実施した監査の方法及び結果等について報告、説明を受け、事業報告書、財務諸表(貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益の処分に関する書類(案)、国立大学法人等業務実施コスト計算書及び附属明細書)及び予算の区分に従い作成した決算報告書について検討を加えました。

2. 監査の結果

- (1) 会計監査人である新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (2) 財務諸表(利益の処分に関する書類(案)を除く。)は、国立大学法人会計基準及び同注解に従い、また、一般に公正妥当と認められる方法により作成されており、国立大学法人鳥取大学の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び業務実施コストの状況を適正に表示しているものと認めます。
- (3) 利益の処分に関する書類(案)は、法令に適合しているものと認めます。
- (4) 決算報告書は、予算の区分に従って決算の状況を適正に表示しているものと認めます。
- (5) 事業報告書は、国立大学法人鳥取大学の業務運営の状況を適正に示しているものと認めます。
- (6) 業務運営は、法令等に従って適正に実施されており、また、中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているものと認めます。
- (7) 内部統制システムの構築については、内部統制システムに係る業務方法書の変更等の取組その他の内部統制システムの整備が進められ、適切に整備、運用されているものと認めます。
- (8) 役員の職務執行に関し、不正の行為又は法令もしくは規程に違反する重大な事実は認められません。

以上